様式４

令和８年度第４回

富士見市社会教育委員会議

議事録

<table>
<tr><td>日　時</td><td colspan="6">令和８年９月８日（火）　　開会　午後７時００分
閉会　午後９時００分</td></tr>
<tr><td>場　所</td><td colspan="6">富士見市立中央図書館　２階　視聴覚ホール</td></tr>
<tr><td rowspan="5">出 席 者</td><td rowspan="4">委　員</td><td>渡邉（知）委員</td><td>関野委員</td><td>戸田委員</td><td>深瀬委員</td><td>本田委員</td></tr>
<tr><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>八木橋委員</td><td>河村委員</td><td>檜山委員</td><td>亀森委員</td><td>西村委員</td></tr>
<tr><td>欠</td><td>欠</td><td>○</td><td>○</td><td>○</td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="5">生涯学習課長、副課長</td></tr>
<tr><td>公開・
非公開</td><td colspan="6">公開（傍聴者０人）</td></tr>
<tr><td>議　題</td><td colspan="6">１　あいさつ
２　協議事項
・令和９年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する意見聴取について
・地域学校協働活動について
３　その他</td></tr>
</table>

議　事　内　容

1　あいさつ

2　協議事項

・令和９年度社会教育関係団体に対する補助金の交付に関する意見聴取について

【事務局】　社会教育法（以下、法という）第１３条により、地方公共団体が社会教育関係団体に対し補助金を交付しようとする場合には、あらかじめ社会教育委員の意見を聞いて行わなければならないとされていることから、皆様にご意見をいただきたい。

なお法第１２条により、自主的な活動を行う社会教育関係団体に対して、地方公共団体が補助金を支出することによって、団体に対して統制的支配や事業の干渉が加えられることがないよう、社会教育委員には行政をチェックしていただくという役割を担っていただいており、統制的支配や事業干渉が行われていないかという観点からご意見をいただきたい。

（事務局より資料説明）

【議　長】　令和８年度に終了した補助金はあったのか。

【事務局】　富士見市ＰＴＡ連合会への補助金（地域連携学習支援事業補助金）が、補助金見直しにより、令和８年度に終了となった。

【委　員】　（８）文化財保存団体連絡協議会補助金の令和７年度の事業内容に南畑八幡神社獅子舞保存会の修繕とあるが、現在、南畑の獅子舞保存会は活動しているのか。

また同補助金の令和８年度事業内容に、加盟団体の後継者育成のための助成とあるが、加盟団体とはどのような団体か。

【事務局】　南畑八幡神社獅子舞保存会は、コロナ禍などの事情により活動を休止していたが、活動再開に向けて動いており、再開のため道具の修繕や新調を行った。

加盟団体とは、市内に所在する市指定無形民俗文化財を保持する民俗芸能の保存団体を指しており、保存団体が組織する連絡協議会に対しての補助金を交付するもので、練習時のお茶代や衣服のクリーニング代等を助成するもの。

【委　員】　事務局より社会教育委員の意見聴取については法第１２条により、行政による不当な統制的支配や事業の干渉がないかという視点で行うという説明があったが、弁護士に確認したところ法第１３条自体は、全くそういう内容をうたっていないという意見があった。事務局の説明で間違いないのか。

【事務局】　今回資料を作成するうえで他自治体や県のホームページを確認したが、いずれも法第１２条により統制的支配や事業干渉がないかという点で意見聴取を行っているので問題ないものと判断している。

・地域学校協働活動について

【議　長】　本日は各委員に事前ワークシートの発表をしていただいて、次回以降、検討していく。ワークシートの内容について、どのような意図かを説明していただき、その後、質疑を行う。

（各委員よりワークシートについて説明を行う）

【委　員】　児童・生徒の安全・安心・信頼の基盤づくりの話があったが、安全の確保が一番大事、子どもの命を危険に晒してはならない。

様々な人が関わるため、性犯罪の排除や探求活動による学校外での安全確保が一番の課題になる。市が横断的な体制をつくり安全性を担保することが大事になる。

【議　長】　子どもの安全を守る枠組みを作らないと学校の先生は動けない。安全に対する仕組みづくりが大事になる。

【委　員】　月刊社会教育９月号に東京都のある区では学校教育課と生涯学習課を一体化した事例が紹介されていた。安全の問題についても責任の所在が決まらないことにならないよう教育行政がリードして、行政の中で横断的な体制を組んで対応するぐらいでいてほしい。

【委　員】　千葉県の「千葉未来サミット」のシンポジウムにパネラーとして参加した。その会の趣旨として、地域の団体が横の連携をとって、地域おこし等の取り組みを行うプラットフォームを作ろうということで、呼びかけは青年会議所が行った。

今まで地域のライオンズクラブや中小企業連合会など団体ごとの横のつながりが乏しかったが、４０代の若い人達からなる青年会議所の発案で、プラットフォームをつくることになったとのこと。

地域活動においても、産業界側も声を掛けられるのを待っているのではないか。企業は行動力があるので、産業界を巻き込むことによって、物事も早く進んでいくのではないか。

【委　員】　以前、教師をやっていた時は総合的な学習の時間の対応に困っていた。教師では体験場所を探すのが難しい。商工会や保護者の力を借りて実施したが、体験した後、子どもが多くの学びを得て、色々な人になりたいとの意見が出るなど効果があった。

地域学校協働活動（以下、協働活動）は学校が求めていることを地域に伝え、地域の協力を得られるので、様々な経験を子どもがすることができる。地域学校協働本部（以下、本部）があれば先生も負担が少なくなる。

【議　長】　組織があれば一人の先生に負担が集中することなく、地域活動が進められる。地域、産業界など様々な観点から考えることができる。

【委　員】　大学でも教員が体験先を探すので大変だが、昔に比べると飛び込みでも受け入れてもらえるようになり、社会全体が変わってきていると感じている。風通しがよくなっているので、こちらから動けばうまくいくのではないか。

【委　員】　企業としては見学の受け入れ、出前授業などによりファンを増やす

ことで利益につながるという考えがある。企業側にも学びがあるので、参加する意味があると思ってもらえることが大事。

【議　長】　ローカル企業の中には人材育成のために学校に社員を送り込んでいる事例もある。

【委　員】　先日、千葉県で水害被害があったが、先にお話ししたシンポジウムの関係者から、中小企業がもっと連絡を取っていれば、被害を少なくできたのではないかとの発言があった。地域が災害等で被害を受けると、企業も被害を受けることがわかり、地域と関わる必要性を感じていると思われる。

【委　員】　協働活動を進めるうえで、誰が責任を取るのかはっきりさせる必要がある。最初に安全の話も出たが、責任を取る組織がないと進まない。

【委　員】　防犯、防災においても共通認識が大事。

いざ災害に遭い、避難所に行くとしても、避難所に着くまでに問題に直面することも想定される。避難所でも手伝えることがわかっていたりするとよい。訓練で足りないものを、子どもたちも含めて地域で改善することが必要だと思う。

【委　員】　企業は社会貢献を重視するため、企業を巻き込むのは良い視点、企業が絡むことで一つの目玉になると思う。

【委　員】　企業側のメリットを説明する必要がある。

知らない人と交わることで企業も学ぶことがあるし、費用をかけずに人材育成ができる。

【議　長】　保護者も企業に勤めており、普段知り合えない人と知り合えることで学びになる。教える側が学びになるという観点もとても大事。

【委　員】　自分が持っている知識を教えることで再確認できる。企業だけでなく関わりを持ってお互いに学び合うことが大人にとっても大事。

【委　員】　行政においても連携が必要。学校と生涯学習が連携し、他部署に広げていってほしい。

【委　員】　本市のコミュニティ・スクール協議会（以下、ＣＳ）には産業界が入っていない。

産業界を巻き込むためにどうするか。企業は安全面について体制が整っていないと参加しない。責任の所在を考えるのも大切。

【議　長】　ＣＳは学校運営支援者協議会が名称変更しただけとの印象がある。本部の設置について議論するにあたり、協働活動の面から、どのように行っていくのか考えていきたい。

次回の会議では大切にしたいことを集約して、全部取り入れるか、一部を選定するか。重点ポイントを決めた後、実現するためにはどうしたらいいか考えていきたい。

最終的な提言としては、何を重点に置くかを明確にして提言し、実現するためには、どこまで具体的に提言の中に織り込めるかが鍵になると思っている。

この後のスケジュールを含めどのように進めていくか考えているので、次回、資料を見ながら検討したい。

３　その他

・委員より令和８年度の生涯学習ガイドについて発言があった。
事務局より現在印刷中のため納品後、委員へ配布すると伝えた。

・委員より「令和８年度入間地区市町社会教育委員研修会」開催の連絡があった。
日時：１０月１５日（木）１３時～１６時
場所：三芳町文化会館コピスみよし

・委員より「令和８年度入間地区社会教育の現状」の資料について質問あり。
事務局より次回会議で回答する旨説明した。

・委員より「令和８年度富士見市人権教育推進協議会定期総会」について報告があった。

・次回開催日程
１０月１３日（火）午後７時から中央図書館視聴覚ホールにて開催予定。